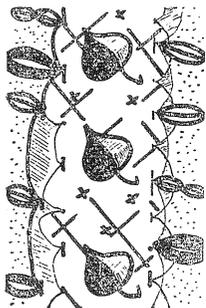


文部時報

第 1179 号

昭和 50 年 8 月

日本人と文化財	坂本 太郎	2
▷座談会◁		
文化財保護の回顧と展望		9
(出席者) 米沢 嘉圃・関野 克・児玉 幸多 浦山 政雄・(司会)吉久 勝美		
集落町並み保存の意義と現状	関口 欣也	24
これからの民俗芸能の保存	三隅 治雄	31
埋蔵文化財の調査をめぐる技術的諸問題	横山 浩一	38
古文書の保存とその意義	赤松 俊秀	45
<解説>		
文化財保護法の改正	文化庁文化財保護部管理課	51
<資料>		
国・地方公共団体指定文化財件数一覧		
.....文化庁文化財保護部管理課		57
市(区)町村文化財保護条例制定数		
.....文化庁文化財保護部管理課		63
<現地ルポ>		
古京へのいざない	小泉 俊夫	64
国立劇場での歌舞伎、文楽の伝承者養成制度	水落 潔	67
~~~~~		
〔文部省の窓〕		
教育費の父兄負担率、引き続き低下	大臣官房調査統計課	72
教育課程の改善、課題別審議に入る		
.....初等中等教育局小学校教育課		74
昭和50年度科学研究費補助金の配分結果の概要について		
.....学術国際局研究助成課		76
~~~~~		
〔随想〕		
中国の文化財保護	井上 靖	78
〔国立青年の家紹介⑩〕		
国立淡路青年の家	萩原 重幸	81
〔連載第35回〕		
人物を中心とした文化郷土史—愛知県—	岡田 英雄	85
文部省重要通達一覧		95



文化財保護の 回顧と展望

出席者

(敬称略)

米 沢 嘉 圃

(武蔵野美術大学教授)

児 玉 幸 多

(学習院大学教授)

関 野 克

(東京国立文化財研究所長)

浦 山 政 雄

(実践女子大学教授)

<司会> 吉 久 勝 美

(文化庁文化財保護部長)

吉久(司会) 本日はたいへん御多忙のところを、お集まりいただきましてありがとうございます。きょうの座談会のテーマは「文化財保護の回顧と展望」ということになっているのでございますが、御承知のとおり文化財の保護は、過去にさかのぼりますと明治三十年の「古社寺保存法」の制定、更には明治四年の「古器旧物保存方」の布告と、非常に長い歴史があるわけでございます。きょうは時間の関係もございまして、戦後の昭和二十五年に文化財保護法が制定され、その後昭和三十年代になり開発の波が押し寄せてきたわけ、そこらあたりからが話題の中心になるかと思えます。しかしながら、文化財の今までの発展にはいろいろな経緯があったのでありまして、問題によってはそれにこだわらずお触れ願ひ、更に文化財保護の今後の発展、拡充のための先生方の御意見を、きたくなく伺えれば、大変幸せだと思っております。

ご承知のように文化財保護法が昭和二十五年にできまして、昭和二十九年に一部改正があったきりで、その後実質的な改正がなかつ

たわけです。ここ三、四年来、文化財保護法を時代にマッチしたものにすることがあるという法改正についての各方面からの御要望もあり、そこらあたりを国会で積極的に取り上げていただき、実は、衆議院の文教委員会が超党派で文化財保護法の一部改正を提案され衆議院は全党一致で通過、現在参議院で審議をされているところで、この座談会が本誌に載るころには、あるいは制定されてるかも知れないというくらいでございます。そのようなわけで、この座談会も非常に時宜を得たものじゃないかと思うわけでありませう。

司会を仰せつかりました私、非常に不勉強の上に不慣れでございますが、諸先生方のご協力とご指導をとお願ひ申し上げます。

美術工芸品の保護

進め方としては、美術工芸関係のほうから入らせてもらったらと思えます。米沢先生は絵画の御専門でいらっしゃいますので、先生からひとつ口火を切っていただきたいと思えます。

米沢 ただ今司会の部長さんからお話がありましたように、昭和二十五年に文化財保護法が制定され、そのころは文化国家という言葉が盛んに使われた時分で、戦争に負けはしたが、こういう方面で日本民族の誇りを宣揚しようという非常に気迫に満ちた面があったわけですね。制定したときに専門審議会委員を選ばれ、各部会に分かれて指定基準を随分時間をかけて作り出しました。それがいまも使われている指定基準ですが、今回、文化財保護法の改正に伴って、ある程度手直しが必要になるかも知れません。

文化財保護法ができた翌年、講和記念の日本古美術展がサンフランシスコで開かれて以来、毎年少なくとも隔年ごとに海外展が行われてきました。それはもちろん文化庁が積極的に推進されてきたからですが、新聞社の努力も見逃すことはできないでしょう。ともあれ、戦前の状況と比べると、歴史始まって以来の大変化です。

国内でも博物館、美術館といった公共の施設ばかりでなくて、デパートなどでも美術工

芸の展覧会が開かれ、それが一般大衆に歓迎されましたので、デパートなどではだんだんエスカレートして、重要文化財の名品もどしどし陳列するようになってきたわけですね。少なくとも初めころは功のほうが大きかったと思われませんが、防災上の懸念から一応取りやめになったような次第です。ただ、博物館、美術館、デパートなどで行われた、さまざまな海外美術の展覧会は、文化交流という点では大きな意義があり、我が美術愛好の大衆に与えた影響には計り知れないものがあると思います。中でも近年まれな盛況をみせたモナリザ展は、大衆の心を捉えたものといえます。

ここで一つ提案があるのですが、それは日本美術の名品を短期間の展覧会で見ただけでは満足がゆかないという愛好者のために、精巧な模写、模造を作って、海外の博物館や国内の地方博物館などに提出してはいいかがでしょうかということですね。美術品の映画も良いですが、物によっては模造が効果的なものもあります。

指定、認定の方面で、一番困った問題は重

要美術品の整理です。戦中戦後の混乱期に重

美の所有者が、どんどん変わったわけですから、その届け出がまことに少ない。重美であることに気付かれない場合もあるようです。そういう行方不明の物件を当局側はいろいろ手を尽くして捜しておられるわけですが、大変な御努力にもかかわらず、十分な成果が上から整理が遅々として進まないという状態です。そういう意味では、重美に関する限り戦後はまだ終わっていないといってもよいかと思えます。それでは重美はもはや今日的意義のない無用の長物かという、必ずしもそうだとはいえないでしょう。美術品の指定、認定を国際的な文化交流の邪魔物のようにみる向きもあるようですが、文化交流と海外流



米 沢 嘉 圃 氏

出は区別して考えるべきではないでしょう。その海外流出に重要美術品は、かなり役立ってきたし、戦後もその意味であり表立ってはおりませんけれども、防波堤のような役割をしてきたわけですね。したがって、重美の延長は許されないとすれば、何かそれに代わる指定制度を設けることが望ましいのじゃないか。重美を発展解消させるためにも必要だと思えます。今のところ海外の購買力がちょっと落ちてきているように見受けられますけれども、今後また盛り返すかもしれない。そういうことを一応予想して、今のうちに適当な方策を立てておいたほうが、よろしいんじゃないかというふうに思うわけです。

海外流出の防止ということが、美術工芸ではかなり大きなウエイトを持ちますが、そのためには今言ったような法律的手段のほかに、買い入れ、買い上げの方法があるわけですね。何分にも最近の物価高で美術品の値段が非常に高くなっている関係で、買い入れ予算の額は増えておるわけですが、実際買い入れることのできる美術品の数は、さほど多くはないという実情にあるわけで、その点考慮願

いたいと思っている次第です。

文化財の管理方面でも、戦後混乱の影響がみられるようです。特に社寺における管理がかなりルーズになった感があります。文化財を抵当にした金銭の貸借から所有権争いに発展した例が二、三あったわけですね。こういう問題の取り扱いは容易でないでしょうが、できれば裁判沙汰になる前に解決したいものだと思います。

このほか大きな問題としては、高松塚壁画の保存問題があります。高松塚の壁画は、焼失した法隆寺壁画とは、題材も規模も違いますが、それと匹敵する古さと優秀さをもつということから、ジャーナリズムがわき立ち、学者たちの見解発表も百花齊放という有様でした。そういう熱気も一応収まった現在は、着手と修理を含む保存対策が立てられ、それが実施されつつあります。その完了が待たれるばかりです。ただ、保存の完全を確保するためには、一般の観覧は制限することも止むをえないと考えられているわけです。

吉久 いまのお話で、美術工芸関係につい

ての管理の問題、指定の問題、あるいは指定に準ずるようなものの扱いの問題、海外流出あるいは公開の問題、いろいろ展望なり将来の施策も含めて、ご意見を承ったわけですが美術工芸関係でほかにお気付きの点はございませんか。

関野 社寺で国宝、重要文化財をかなり持っているところで、十分な管理ができないところについては、収蔵庫の建設を積極的に文化財保護委員会としては防災費を計上して補助し、かなりの数が行き渡ったと記憶しております。

吉久 収蔵庫(百六十五平方メートル以上)は、昭和二十八年から予算化されておりまして、現在までに四十四という数になっております。そのほかに保存庫(百六十五平方メートル未満)約三百八十の設置や防災設備についても補助をしているわけです。

児玉 そのうちで主要なものは、どんなものですか。

米沢 興福寺ですか。

関野 食堂を鉄筋コンクリート造で再建し収蔵庫としました。早い例では高野山や大宰

ていくという技術ですね。

建造物のほうは、昭和四十六年に財団法人文化財建造物保存技術協会が生まれまして、これが長年の念願だったんですけれども、ようやく建造物の修理技術者をかかえて、修理の設計監理を開始しました。しかも文化庁の補助金によって毎年数人の建造物修理技術者の後継者を次々に養成していくようになりまして、もう四年目になります。これは大変良い仕事だったと思います。

建造物の保護

吉久 そろそろ関野先生、建造物のほうへ話題を移していただきたいと思えます。

関野 建造物は、昭和二十四年に法隆寺金堂が焼けまして、それが契機となって文化財保護法が誕生したのですから、本当に文化財保護法に忠実に建造物の保護が進められてきた、ということは事実だと思えます。

まったく戦争中に荒廃した建造物を修理していくことでは、建造物課を中心として文化財保護委員会が、これに非常な意気込みで当

府の例があり、最近では東大寺、春日大社などがあります。

米沢 文化財保護委員会の管下ではないけど、正倉院がちゃんと永久建築として保存されているのも、大きな収蔵庫のトップですね。それから、修理の職人さんたちの後継者の養成という問題は保存の事業としてはたいへん重大な事柄ですね。

吉久 それで文化庁は昭和四十九年度から予算を取りまして、財団法人美術院に対して補助金を出して後継者養成を始めております。今度の法案でも、文化財の保存技術というものについて文部大臣が選定をして、後継者養成その他各般の国家的援助を積極的に行うということが決められています。文化財の保存技術といわれるものには、今おっしゃった仏師等だけではなく、漆工や宮大工、面打師のような芸能用具の制作、修理をする人など各般のものが入るだろうと思えます。

米沢 掛物なんかは京都の表具師へ請け負わせるような形でやっているんですが、そういう家業後継者は大丈夫でしょうか。

関野 はい。美術工芸に関し古い伝統のあ

たりまして、法隆寺は一応昭和二十九年に五の重塔が完成して終了した。その後、直管工事の姫路城に力を入れて、これが昭和三十九年に竣工しています。

おおかたその頃までで、戦前、国宝と称せられた建造物の修理のめどがついたと思うんですが、なお、それでも難しい修理が残っております。それが中尊寺金色堂です。これは建造物と申しても美術工芸品で、修理が非常に難しいということでした。それからもう一つは東大寺の大仏殿の屋根の修理、これはまた大きいので、なかなか着手できなかった。しかし、専門家の協力によって金色堂は修理され新しい覆屋の中に収められ、いま御覧のようにでき上がったわけですし、東大寺の大仏殿の屋根の修理も総工費約四十億の計画で、その覆屋もつい最近竣工した。それだけに、十四億という巨額な費用をかけています。

お寺の建築とか神社の建築、あるいはお城の建築という代表的な日本の建造物についての修理は、ある意味では峠を越しているかと思えます。一方では文化財建造物保存技術協

るのが、美術院国宝修理所でございますね。そして法人になって国の補助があるということとを、今、初めてうかがったんです。装演師連盟というのがございます。これは最高の表具師の連盟で国際的にも高く評価しなければならぬし、その後継者である息子たちが親の技術を継いで育っているようです。

吉久 そうですね。

関野 むろん、そういう修理技術者をこんどの新しい法律で守っていくということですので、大変良いことだと思えます。

吉久 今度の法案で新しく保護の対象としてようとしているのは、無形文化財として扱うわけにはいかない技術とか技能とかで、文化財の保存には欠くべからざるものだという分野ですね。

関野 檜皮ぶきの職人だとかいうのは、こ

んどは対象のようです。児玉 城の石垣を修理するにも、それができる専門の石工がいなくなるというような問題があるわけですね。

関野 宮大工それぞれ自身ではなくて、文化財である建物、あるいは史跡の石垣等を修理し

会ができましたので、将来も安定した事業が継続されるようにはなっている、というふう

に思えます。それから、法隆寺が焼けた。そして、文化財保護法が公布された直後に金閣寺が焼けたというところで、その頃は時代を反映して大変危険な状況にあり、放火さえ行われた。それに対して防災の補助の経費が予算化されるとともに順次増額され、防火を主体にして充実していった。その効果は今日相当発揮されているとみられています。

一方、そうやって修理をしているときに、今度は新しい問題が起きてきた。それは産業の高度成長に基づく開発が進む中で、民家あるいは明治建築が、どんどん壊されていくこ



関野 克氏

とで、建造物課は新しい問題として民家と明治建築の調査と指定を開始したわけでございます。これが今日まで続いているわけですが、これも、その間に多くの民家が消失した。そういうことで壊される民家を移築して、大阪に一つ（豊中市の日本民家集落博物館）、川崎に一つ（川崎市立日本民家園）、民家の野外博物館が生まれた。と同時に明治建築については、昭和四十年に明治村が犬山に誕生した。明治百年が昭和四十三年でございまして、明治以来の文化を大事にする気運が非常に高まったことを背景にしまして、民家とか明治建築の保存が進められました。

しかし、保存のために点の保存では保存が全うできなくなりまして、面の保存が必要になってまいりました。それで今回の文化財保護法の改正で特にその点を重視しまして、指定された建造物を保存するために必要な土地も含めて指定できるか、あるいは一軒一軒の家でなく、町並みや集落について、建築の群を保存する道が開かれました。今後新しい方向として考えていかなければならないと思

れているとか、学術的に大事であるというよりも、そこに住んでいる人たちが、いままでも祖先から受け継いだ環境を保持していく、むしろ、それは歴史的にまた修景的にすぐれたものであるがゆえに、それを保存していくということだと思えます。

アメリカの場合は、ランドマークというような形で、歴史的なひとつの標識として、歴史保存と呼んでいます。このように国々によって、いろいろと理念は違っていると思えます。

最近では古い町全体を残していく。小さな歴史的な都市まで保存するという方法を取っているわけです。その場合には、そこに人が住んでいて、しかも新しい生活が営められるように、古い建物を新しい目的に外観はそのまま保存し、内部を近代的に改造して再生していく形になっております。

吉久 それから先生、先ほど文化財の保存技術の保護の問題がありましたけど、その保護のためには資材の需給とか、あっせんとかまで必要な状況になっておりますが、文化庁としてそれがどの程度できるか、これは各省

います。

その間、帝国ホテルの保存が文化財保護委員会のあつせんにもかかわらず、とうとう解体されましたし、三菱一号館も消えていった。しかし一方で、近衛師団指令部が重要文化財として指定され、東京国立近代美術館の別館として北の丸に保存されましたし、旧赤坂離宮も迎賓館として、建設省が文化財保存側の意向をよく尊重して、その改修をしてくれました。あるいは大阪の日本銀行が文化財保護の国民の声と文化庁のあっせんを尊重して、主屋の正面と両側と屋根だけですけれども、保存することを確約してくれました。

吉久 何かほかの先生方で……

米沢 ちょっと関野先生、教えていただきたいんですが、面の保護というやり方はヨーロッパ方面でもあるわけですか。

関野 明確というわけでは決まっていらないと思います。町並みのようなものは、たとえばパリだったら、ずうっと以前から保存しており

ます。米沢 それは別に法律的な手段によるわけじゃないですね。

庁あたりの協力を得なくては難しい問題だと思

います。文化庁では予算をとって今年から来年にかけて、そのための調査をすることにしておりますが、これはどうでしょうか。非常に難しい問題だと思っております。

関野 これは、日本の特殊事情らしいですね。西洋の場合には建築の主要材料である石や煉瓦、壁に塗る石灰、屋根のスレートにしても木にしてもあまりそういう心配はないらしいですね。日本は古くからの材料が枯渇し

新建材がやたらと出てきたということで、日本の特殊な事情として調査が必要だと思

います。関野 伊勢神宮は将来は檜でできなくなるのではないかという話がありますね。方法である解体修理ならいいんですが、全部材料を新しくしなくてはならないから、そのへんで問題があると思えます。

復原再建の薬師寺の本堂、あるいは焼けた法輪寺の三重塔は、もう竣工しますが、台湾の檜材を輸入しているわけです。しかし、台湾でも、もう、そうたくさんあるわけでは

関野 いや、法律によってるんです。正面と中庭まで指定している場合もあります。

米沢 部屋の中はいいんですか。

関野 それは自由なんです。最近では一九六二年のマルロー法が有名です。建築群と街区の指定という形であって、これは明瞭に面の指定になってくるわけです。

モニュメントということばを西洋では一般に使います。これは土地に結びついて地上に出た構築物ということで、建造物から廢虚まで含むわけですが、分類上建築群はモニュメントというより、むしろサイト、すなわち地跡になっていります。要するに広がりをもった一つの区域ということになるわけです。

ヨーロッパでは「歴史的な地域」という言葉を使って、面的保存をしていくことをヨーロッパの大臣会議で打ち出しています。

とくにイギリスの場合は、住んでいる人たちが、アミニティという言葉を使って、昔からの郷土の住居環境を尊重するという、面の保存です。

米沢 住民の自発的な保護なんですね。

関野 そうです。それが特に芸術的にすぐ

ざいません。

関野 日光の東照宮などで聞いたのでは、漆がなくて、日光で自給自足しないと建造物の修理ができなくなるといふことですね。

吉久 漆も今回の調査対象にいたしております。

米沢 中国の漆は、いかがなんでしょうか。

関野 中国の漆は、いかがなんでしょうか。米沢 南方のものに比べれば、ややいいらしいですね。しかし日本のがいちばんいいらしいです。

関野 自分の国の漆が自分の国の気候にいちばん合ってよく固まる。よその国のは気候が違ってから固まらにくいらしいです。

史跡、埋蔵文化財の保護

吉久 関野先生、開発等の関係で史跡とか埋蔵文化財は特に問題が多かったわけですが、そういう関係の御所見を伺わせていただきたいと思えます。

関野 開発に関連して大きな問題が起きてくるのは御承知のとおりです。これは戦後の特徴だと思っておりますが、終戦後間もなく登呂

遺跡の発掘があったですね。続いて平出遺跡の発掘があった。これは新聞社が後援したということもあって、宣伝されましたから、国民に与えた影響は非常に大きいものがありました。あれだけ規模の大きなものなのに、すっかり昔の姿を出した。ことに登呂遺跡では木で作ったいろんな品物が出てきましたから大勢の人の関心を誘ったということで、ああいう遺跡に対する関心が呼び起こされたと思うんですね。

もう一つはそういうのじゃなくて、まったく個人の力で行われた岩宿遺跡の発見です。戦前は日本では旧石器時代の遺物、遺跡はなしというのが定説になっていたわけですが、そこへ旧石器時代が出てきたというので、大きな波紋を生じて、教科書でも必ず無土器文化であるとか、プレ縄文とかいうような形で、小学校からもう既に書く。これは報告された当初はみな半信半疑だったわけですがほとんど今日では定説になっております。

そんなことが埋蔵文化財に対する関心を呼び起こしたことは非常に強いわけで、これが今日の埋蔵文化財関係の遺跡に対する国民の関心、ひいては考古学に対する関心を高めたと思うわけですね。それらのうちにやがて文化財保護法ができたわけですが、これは史跡や建造物でもそうでしょうけれども、今までは国のものであるとか、神社、寺院というものを対象にしていたのを、民間のものを対象にし、あるいはまた、それに対して補助をするというようになってきて、それが史跡なり建造物なりに対しての一般の関心を呼び起こすのに、影響が大きかったんです。

それから史跡という点でいいますと、戦争中に日本のお城が大半焼かれてしまったということがありまして、これの残ったのを大事にしないくちやならない。たとえば松本城など戦前は中学校のグラウンドのすみっこにあったわけですが、今日では立派に整備されて、日本の名城の一つになった。それに関連して城の復元だか模造ですか、コンクリート製が大分できまして、これはある点では懐古趣味を呼び起こしたと思うんです。先ほどお話を姫路城に対する関心などでも、やはり戦後に



氏多幸玉児

なってからで、戦前はああいうブーム的な関心、ひいては考古学に対する関心を高めたと思うわけですね。それらのうちにやがて文化財保護法ができたわけですが、これは史跡や建造物でもそうでしょうけれども、今までは国のものであるとか、神社、寺院というものを対象にしていたのを、民間のものを対象にし、あるいはまた、それに対して補助をするというようになってきて、それが史跡なり建造物なりに対しての一般の関心を呼び起こすのに、影響が大きかったんです。

それから文化庁の仕事で風土記の丘というのがありますが、これは各県ごとに、古墳、城跡などの遺跡を包含し、できるだけ自然環境を保った地域を選定して、そこに古い民家を移築展示したり、そこにある古墳その他の遺跡を保存する方法で、これは非常にいい傾向ではないかと思えます。

それから、近鉄で車庫を作るといふ問題から、平城宮跡の買い上げ問題が起き、立派な研究がそれから進められてきておりますしそれに類似のものでは大宰府とか多賀城跡ですね。これは国と県、地元との共同作業の形ですけれども、大規模な保存事業です。まだ多賀城も中途ですし、大宰府も完成はしていませんけれども、もう少し魂の入るような十全な方法ができれば、将来昭和三十年代、四十年代あるいは五十年代の仕事として、残るものじゃないかと思えます。

それから毛越寺のそばの観自在王院跡なども、昔と比べれば、ほんとに違っています

心はあまりなかったわけですね。

そんなようなことが全般に遺跡というものに対して、国民全体の関心を呼び起こしてきただけで、これは非常にいい傾向だと思うわけですが、それと同時に問題が起きたのは、開発ということですね。これが起きてきたのは昭和三十年代以後だと思えます。ドライブウェイを作るとか、東京などでも首都高速道路を作るといふようなことが、たとえば江戸城のあとに史跡の現状変更をしないで、近江の有名な老蘇の森という、古くから東関紀行その他で知られていた森の中を新幹線が通る。そのために影響を受けて木が枯れ、その一部を去年か一昨年に史跡解除したところがあった

吉久 いわゆる史跡等の環境整備の問題ですね。

児玉 民家の指定の問題がありました。史跡のほうの関係でも越中の五箇山の古い民家の集落とか、あるいは萩の城下町の一部の指定とかいろいろあります。やはりこれからはそういうような、ある程度広い面積を持った場所を保存していかなくちゃならないだろうと思えますね。

高松塚の問題が起こったときに、あそこは指定されたけど、まわりは全然指定されないという問題があったわけですね。昔は塚のまわりまで、まさか家が建ったり道路になるといふことは予想しないわけですから、古墳なら古墳のものだけの指定をしてもらったわけですね。それが開発に追い着かなくなった。古墳らしさとして保存するためには、そのまわりを一緒に保存しておくてはならない、ということが起きてきて

いる。

吉久 結局、土地を公有化していくという手段の裏付けがないと、そこまでいかなかったわけですが、大阪府で「いたすけ古墳」の保存が昭和三十年に問題になり、予算を流用してはじめて買収したわけです。それが機縁になって昭和三十三年度に初めて土地の買収費に対する補助の予算として二百五十万認められたのです。本年度が実は四十二億でございまして、そのほかに先行取得も含めて百億というのが、こちらで用意してある買収事業費の金額です。当時と比べて補助金だけでも一千六百倍以上になったわけです。これは各方面からの強い要望と後押しによるものです。そういう予算額の増額が、史跡等の保存や整備、埋蔵文化財の保護などに、非常に役立っているというふうな私ども考えております。

児玉 どうしても、そういう裏付けがなければ史跡にしても建造物にしても、指定のしっ放しですね。所有者が個人の場合には維持するのに困るということがありますからね。そういう場合、どうするかという裏付けが

ないと、指定する側も消極的な指定になるんですね。歴史的その他で、ぜひ指定したいと思っても、所有者に対する迷惑を考えたりしながら指定してわけですから。

難波宮跡なんかも一個人の学者の研究が基になって、非常に広い範囲を史跡としてはっきり指定した。また、それらの運動の結果として、史跡の指定としては不十分ではあるけれども、一応宮跡の枢要部分が残されたということですね。

吉久 これも土地買収も済み、史跡拡充の指定もいたしましたから、今後環境整備が大きな課題になるうと思えます。

開野 史跡地を貫通している高架式の高速度路も地下遺跡保存を確保するため盛土に計画を改め、一べん下を通過してから上へ上がるというふうなことになりましたね。

吉久 はい。文化庁と阪神高速道路公団、大阪府・市の数次にわたる協議の結果、去年の暮にやっと何年ぶりに解決をみたわけです。そのほか一べん決定していた路線を変更して保護することに決まった沖繩の仲泊遺跡や、工法を抜本的に再検討して残すこととな

った熊本の塚原古墳の場合等々、苦しい体験の積み上げの中で、史跡保護の方向もだんだんはっきりしてきたという感じは、私も率直にしているわけです。もっとも、まだすべての場合について十分とはいえないわけでした一層の努力が必要と思えます。

児玉 埋蔵文化財というのは、掘れば必ず出てきますから、なかなか難しい問題ですね。長岡京のあとなんか、だんだん地下遺構が出てきたといってますから、これも大きな問題になるかもしれませんね。

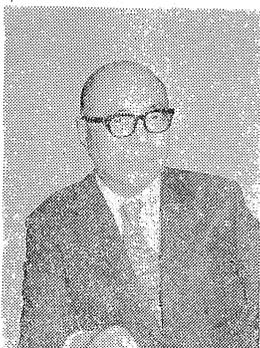
無形文化財の保護

吉久 では無形文化財関係で浦山先生、ひとつお話をうかがいたいと思います。

浦山 無形文化財のほうでは、昭和二十九年七月の重要無形文化財指定制度発足、これが最初の仕事みたいなものだと思うんですね、

指定基準を決めるということは、さっき米沢先生もおっしゃってましたけれども、無形文化財の場合も相当骨を折りました、やっ

指定基準ができたわけです。その結果、第一回の重要無形文化財保持者の認定が出たわけです。たいへん難しい言葉なので、ジャーナリストが人間文化財という言葉と人間国宝という言葉を作って、両方新聞に出たんですけど、結局今も通用しているのは人間国宝という言葉ですね。これは個人の芸で、各個指定というのですが、そのほかに総合指定というのがありわけです。現在芸能関係で言えば、雅楽と能楽と文楽と歌舞伎、それから最近琉球芸能の組踊りが、総合指定になっております。こうして指定された芸能の保持者を認定するというわけですが、どうも指定と認定との使い分けが難しく、どっちも指定といってしまうがちです。



浦山政雄氏

その次の大きな仕事は、国立劇場の設立です。昭和三十一年七月に国立劇場設立準備協議会の第一回総会が開催されたのですけれども、これより前、昭和三十年に芸能施設調査研究協議会というのができたんです。これが国立劇場の設立準備協議会の前身ということになるわけです。

それから候補地なんかの問題が、離分長くかかりまして、やっと三宅坂の進駐軍の兵舎だったパレス・ハイツのあとを、最高裁と二つに分けてもらったわけです。いま第二国立劇場の場所についても、随分悩んでいるんですが、もし、あの最高裁をこっちで取れば随分よかったですねと思えます。今となっては、大分狭いという感じになったですね。

国立劇場が発足したのが昭和四十一年十一月ですね。六月に国立劇場法が公布になって特殊法人として七月に発足した。そして十一月に開場した、という順序です。国立劇場は伝統芸能の公開の場所として設立されたわけですが、現在、大劇場と小劇場とある。私なんか小劇場の機能が研究的で大変い

と思うんです。大劇場は大体歌舞伎専門になっちゃってますけど、小劇場において今まで公開されたことのないような、たとえは声、明こゑ、あきといったものとか、民俗芸能でも大変珍しいものを系統的に取り扱うとか、そういった面で大変いい公開ができると思えます。

初めは場所的に不便なとこだというので非難もあったようなんですけど、どうやら順調に落ち着いて公開が続けられているわけです。第二国立劇場という案も、すでに発足しているわけですが、これも候補地を決める問題から、たいへん難しいと思います。当初は第二国立劇場も一緒に作るということだったんですけども、やっぱり予算の関係でだんだん縮小された。初めの、東京国立文化財研究所の芸能部が中心になって公開の場所を作る、また公演の研究をしていく、という目的が、どうもだんだん公開専門になってしまったようなわけですけども、やっぱりこれから発展させていくためには、基礎的な研究が必要だろーと思えます。いかにも研究部門に対する予算が少ないので、予算を獲得する

ことですね。ことに無形文化財、芸能の研究のほうでは予算が少ないと思うんです。

これからの発展ですけれども、ことしは芸術祭が始まって三十年という記念なので、式典はもちろん国立劇場でやりますし、それからこのあいだエリザベス女王に日本の芸能をお見せするというのも、国立劇場でやる。また対外的な意味でも、外国に対して派色のない劇場が起き上がったということは、無形文化財の芸能の面においての発展として、大きな仕事だったと思います。

ただ、これは今後の展望の方になります。国立劇場が伝統芸能の保存や振興の目的で作られたというのに、能楽だけが宿題で残っていますね。これも敷地の関係で見送られたわけですが、やはり国立能楽堂というものがあって、公開事業はもちろんです、正しい保存伝承とくに後継者の養成などを本格的にやってもらわないといけないのではないかと。専門調査会で検討されているようですが、早く実現してほしいと思います。

それから、地方の人たちから東京にばかり国立劇場を作らないで地方にも作れという声

ますね。

児玉 さっきのお話の能とか歌舞伎とかを総合指定するという、その指定の仕方はどうするわけですか。

浦山 団体を作らせるわけです。雅楽なんかの場合には宮内庁の楽部でよろしいんですけど、能、歌舞伎、文楽といったようなものは結局一つの団体、日本能楽会、伝統歌舞伎保存会、文楽の場合は人形浄瑠璃文楽座という団体の構成メンバーを総合的に保持者として認定するわけです。そしてその団体の代表者の名を出すわけです。

児玉 その代表者は一人ですか。

浦山 代表者は能楽も歌舞伎も一人なんです。文楽の場合には三部門に一人ずつです。太夫と三味線と人形ですね。

児玉 そうですか。そうすると、それを構成している個人がだれかということ、そのときは分からないわけですね。

浦山 ええ。たとえば日本能楽会というのに、だれとだれが入れるかということが、個人の指定の代わりになるわけです。

児玉 ああ、そうですね。そうすると入っ

も出てきておりますけれども、この点についてもまた当局で考えていただかなきゃならないと思います。さしあたっては、文楽というもの、松竹の手ではとても持っていられなくなって、国の力によって保存する。文楽協会というものができて、それが定期的に国立劇場で上演する。また大阪でも朝日座を借りて現在公演が行われているんですけども、大阪にそういった国立劇場の支部のようなものができれば、またその方面の発展ができるんじゃないかと思うんです。

芸能の関係の回顧の中では、重要無形文化財の指定制度が始まったこと、国立劇場の設立、この二つが大きな仕事だったと思います。

吉久 こんどの法案の中で、民俗芸能なんかを民俗資料と一緒にして民俗文化財として位置付け、国の積極的な援助が定められています。これらのものは、どうもほかの文化財と比べてやや谷間になっているのではないかと。御指摘があるわけですが、どうなんでしょう。

浦山 確かにそうなんです。いままでは民

ているメンバーは、はっきりさせてすべて認定の対象になるわけですね。

浦山 そういうことです。

児玉 じゃ、入れ替えが絶えず行われるわけですね。

浦山 ある期間をおいて行われます。

吉久 その点については、私どもの無形文化財のほうで事実上十分チェックしているということですね。

児玉 そうですか。

浦山 だんだん追加されていますから。

関野 今お祭りの話ができましたけど、町並みの保存について、高山は昔のお祭りを保存することから、そのお祭りの行われる場としての町並みの保存が生まれてきいわけです。そういう意味で町並みを面的に保存することは、その中に住んでる人とともに、その人たちが行う行事から、その時に使用する山車まで一括保存できるわけですね。

浦山 大分広く、立体的になりますね。

関野 ええ。直接の目的はなるほど建造物の民家ですけれども、実際に保存していくとなると、無形的な中身まで保存しなくては

俗資料という分野がありまして、有形の民俗資料と無形文化財と両方を兼ねた、たとえばお祭りのようなものですね。春日神社のお祭りなんかはいろいろな芸能が含まれていますが、お祭り全体を指定するか、芸能を単独で取り上げるかということで、随分問題になりましたね。民俗文化財といったような形のものでできると、その点が大変うまくいくなんじゃないかと思えます。

吉久 この点は法律制定後のことになりましたが、そこらへんを十分ご意見を承って検討させていただき、我々としては積極的な援助をしてゆく必要があるか、と思っております。



吉久勝美氏

浦山 ぜび、そうしていただきたいと思

けない。町屋を維持修理するための大工、左官、屋根屋までそこに住んでいれば、その人たちが町並みを維持できるということにもなるわけですね。

地域的な保存は総合的な保存に通じます。町並み・集落の隣りに神社、仏閣があって、またこれが史跡として保存されるということであり、なおそこに収蔵庫や資料館が加わり美術品や民俗資料、歴史資料等が展示されると、地域的な一面が総合的な文化財の保存地域となります。それを土地の人たちがまず大事にする。市町村、都道府県ですね。その人たちが大事にしてるのを国が長い目で静かながめて、足りないところを貸す。そういう意味では地方の文化財行政を、もっとレベルアップしなければいけないと思うわけです。

吉久 その点、市町村あたりになりますとまだ文化財保護行政を推進する体制自身が、非常に整備されていない。これは今後の大きな課題だと思っております。

ひととおり御発言いただきましたが、特にこういう点を付け加えておきたいとか、ある

いは今後のことについて、お話をさらにいた
だければありがたいと思います。

今後の保護の方向

関野 歴史資料が今度の法案の中に入るわ
けですね。

吉久 はい。建造物、絵画、彫刻などの有
形文化財を定義した二条一号の中に「学術上
価値の高い歴史資料」というのが明記される
ことになり、今後これらのものの指定が促進
されることになるわけです。

関野 今、ぼくが歴史資料のことを申し
上げてるのは、明治百年の記念事業の一つと
して、国立歴史民俗博物館を作ることになっ
て、いよいよ、ことし基本設計に入るわけだ
しょう。そこまで文化庁の努力が実りまし
てね。

吉久 はい。ことし基本設計、そしてもう
土地も全部きっちりいたしましたして、来年度か
ら実施設計に入り、昭和五十二、五十三年で
建築し、昭和五十四年の秋ごろ開館の予定で
す。場所は千葉県佐倉市を考えています。

今までも国立博物館三館、二文化財研究所、
それから飛鳥資料館もできてますが、歴史民
俗関係の総合的な博物館として我が国ではは
じめのものが設けられるわけです。

関野 これは黒板勝美先生の戦前からの構
想じゃないでしょうか。

米沢 北京の歴史博物館は、大衆教育向き
の歴史民俗資料館でなかなかうまくできてお
ります。

吉久 欧米にはいろいろと立派なものがで
きているようです。私どもの考えとしては、
国立のものが中央にあり、それが都道府県
立、市町村立の歴史民俗資料館と提携し合
いながら国民に一体的なサービスをするとい
うことを考えています。地方の資料館には毎年
補助金を出して設置を奨励しており、既に市
町村立で六十、県立も十ばかりできておりま
す。

米沢 それは風土記の丘とは別ですか。

吉久 別でございませぬ。ここは考古、歴
史、民俗関係の資料を収集、保管、展示し、
研究もする施設です。そういう施設が一体と
なって全国的なネットワークを作って国民に

サービスをする。そして国民が親しみをも
て我が国の歴史、民俗を理解できるようにし
ようというものです。

児玉 文化財は精選主義であったのが、も
う少し広い意味に……。たとえば建物につ
いても昔は立派な社寺とか、そういうものしか
指定にならなかったけど、今民家を指定して
ると同じように、歴史資料もなんのながし
が書いたというような書跡を一点だけ指定す
るんじゃないかと、民衆の残したものも一緒に
して残さなくちゃいけない、というようにな
ることになっている。ですから、今の文化財保護
法だけでは含みきれないものがたくさんある
わけですね。それを歴史民俗博物館あたりで
ある程度カバーできるということになるかも
しれませんね。

関野 文化財保護法第一条の文化財の定
義をよく読んでみると、文化財に認知すれば
国も国民はみんなそれを大事にしなければな
らない。けれども、あまりにも国宝とか重要
文化財の面だけが強調されすぎて、それだけ
残ればあとはもういらんだという考えが
出てきたのは、非常にまずかった。それがい

ま反省されてると思うんです。

児玉 それはありますね。民間の資料でも
我々が行ってみて、これは大事ですねという
と、だいたい、いや、あとは廃棄されちゃい
ますからね。(笑)

関野 文化財という言葉は日本ではものす
ごく浸透したわけですね。国際的にも文化財
という言葉はありますけど、日本ほど浸透し
てません。

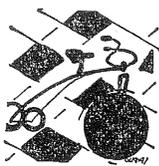
児玉 文化庁が文化財保護法によってされ
た仕事はかなり評価していいんじゃないです
か。急速な開発ということから史跡関係では
いろんな問題がありますけど、かなりの点数
を与えていいんじゃないかということ、いま
関野さんからお話のあった啓蒙運動、これ
は非常に効果があったと思いますね。遺跡地
図を作っていたいたり、いろんな事典とか
民家の調べ方とか、啓蒙的な本も文化庁中心
で編さんされて出ているわけですね。ああい
うのはいろんな研究の手引きにもなり、見方
を教えるということになりますね。「月刊
文化財」という雑誌がどの程度配布されてる
か知りませんが、あれなどもなかなか

いい資料を提供しておりますね。

実はこれからの問題点もたくさんあるんじ
ゃないかと思うんです。去年北海道へ行きま
したら、余市のフゴッペの洞窟が非常にりっ
ぱにできていました。しかし一方、大分県の
臼杵の磨崖仏(まがいぶつ)のところへ行っ
てみるとあの保存は、なかなか難しいわけ
ですね。フゴッペの洞窟はああいう小さいこ
ろだからいいけれども、磨崖仏はいったいあ
の形でうまくいくのかどうか。うしろの山の
木を切る切らないということが、いろんな影
響を与えるというようなことがあるわけです
ね。そういう点はこれからいろんな科学的な
知識を総合していただかなくちゃいけない、
ということになりますね。

関野 日本の保存科学と修得技術は発達し
ましたが、現在磨崖仏と九州の装飾古墳の保
存が、いちばん難しいですね。その中で進行
中の高松塚古墳の壁画の保存は、衆智を集め
て精緻な方法が検討されており、国際的にみ
ても最高級の保存だと思えます。

吉久 まだいろいろ御意見もございませ
うし、承りたいのでございますが、そろそろ



時間もまいりましたから……。大変貴重な御
意見をいただき、ありがとうございます。

〔特集・教育と広報〕

これからの教育

永井 道雄

〔座談会〕

教育と広報

〔出席者〕 辻村 明・橋本 晃和・若山 金一

峯島 実・(司会) 鈴木 勲

政府広報の現状と若干の問題

橋本 豊

教育と広報

大石 修而

石川県の広報広聴活動について

寺口 修二

〔解説〕

文教私書箱

稲垣 守

——その新しい役割

〔資料〕

教育改革連絡協議会の概要

大臣官房企画室

〔現地ルポ〕

町づくり人づくりを進める広報活動

三好 昭弘

〔紹介〕

国際婦人年世界会議の概要

志熊 敦子

編集後記

◇本誌では、芸術・文化関係の特集記事を、文化の日になみ十一月号で組むことを恒例としてきた。今年度は、文化財保護法が昭和二十五年に制定されてからちょうど二十五周年にあたる。あわせて、第七十五回通常国会では文化財保護法の一部改正を見た。そこで十一月号とは別に本号で「文化財の保護」という問題に焦点を絞り、これを考えることにした。

◇先の国会では、難行する他法案をよそに文化財保護法の改正案は超党派による賛成を得て成立した。祖先の残してくれた文化財を保護することは国民ひとりひとりの「心の糧」を保護することである。そして民族共有の財産を後世に伝えるということは、現代人の義務であると言ってもよいだろう。

◇好評連載の「国立青年の家」紹介も、いよいよ来月号が最終回。最後を飾るのは飛騨高山から、開設準備に忙しい「国立乗鞍青年の家」を紹介する。そして「人物を中心とした文化郷土史」は山梨県を訪れる。

◇満員電車から解放されると、虎ノ門駅のホームでは、大きなクローラーが出迎えてくれる。涼しい心づかいのうれしい季節。猛暑のおり、読者の皆様には御自愛のほどを。

(U)

MEJ 5179 月刊 「文部時報」 8月号 第1179号

著作権
所有

文 部 省

昭和50年8月5日 印刷
昭和50年8月10日 発行

発行所 **株式会社きょうせい**
 本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
 (郵便番号 104)
 (営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
 (郵便番号 162)
 電話 東京 (268) 2141 (代表)
 振替口座 東京 161番
 印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 (〒20円)
 年間購読料 2160円 (〒千)

- * ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
- * なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします